

尼崎市中規模小売店舗の出店の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市における中規模小売店舗の出店に際し、出店者に届出を義務づけることにより、当該店舗の配置及び運営等に関し必要な事項を把握し、その周辺の生活環境の保持に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中規模小売店舗

一の建物（「大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）」の例による。）であって、その建物内の店舗面積の合計が200平方メートルを超え、1,000平方メートル以下であるものをいう。

(2) 店舗面積

小売業（飲食店業・サービス業を除く。以下同じ。）を営むための店舗の用に供される床面積をいう。

(3) 出店予定者

中規模小売店舗を新設（建物の床面積を増床し、または既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（建物設置者）及び中規模小売店舗において小売業を営もうとする者（小売業者）をいう。

(出店予定者の責務)

第3条 出店予定者は、中規模小売店舗の配置及び運営にあたり、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、本市の関係条例等の規定に沿って、周辺の生活環境を良好に保つよう努めなければならない。

(中規模小売店舗の届出等)

第4条 出店予定者は、中規模小売店舗の新設をしようとするとき、次の各号に掲げる事項を記載した中規模小売店舗届出書を市長に届け出なければならない。

(1) 中規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 主たる出店業者名（出店業者の氏名、住所、法人にあつては代表者の氏名）

(3) 店舗面積

(4) 開店予定年月日

(5) 主たる販売品目

(6) 商業施設の配置に関する事項

ア 駐車場収容台数

イ 駐輪場収容台数

ウ 駐車場の出入口数

(7) 商業施設の運営に関する事項

ア 開店時刻及び閉店時刻

(8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書には、必要な書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定に基づく中規模小売店舗届出書は、原則として本市開発協議の申請に際して提出するものとする。

(届出事項の変更)

第5条 前条の届出を行ったものは、前条第1項各号に掲げる届出事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

ただし、市長が軽微な変更であると認めたときは、この限りでない。

(定めのない事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は主管局長が定める。

付 則

(実施期日等)

1 この要綱は平成12年8月1日から実施し、同日以降に出店を予定している者に対して、適用する。

(適用の例外)

2 尼崎市小売業の事業活動の調整等に関する要綱（平成12年6月1日廃止）及び大店法（平成12年6月1日廃止）による届出が出されている出店予定者に対しては、この要綱は適用しない。

付 則

(実施期日等)

1 この要綱は令和3年4月1日から実施し、同日以降に出店を予定している者に対して、適用する。

(経過措置)

2 既に、従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。